

◆介護人材確保・育成支援事業補助金のご案内◆

介護人材の確保・育成に取り組む介護サービス事業者への支援のため、**介護職員等に対する研修や、資格取得に係る経費などを法人が負担した場合**、市が経費の一部を補助します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○十日町市内で介護保険法に規定するサービスを行う法人 (次の1から4の事業は除く) <ul style="list-style-type: none"> 1 (介護予防) 居宅療養管理指導 2 (介護予防) 福祉用具貸与 3 特定(介護予防) 福祉用具販売 4 (介護予防) 住宅改修
補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員等のキャリアアップ支援のために法人が自ら実施する研修 ○介護職員等のキャリアアップ支援のために法人以外の団体等が実施する研修への派遣 ○介護職員等の資格取得のための研修及び試験への派遣 <p>※「介護職員等」とは、市内の介護サービス事業所に勤務する従事者のうち、利用者の支援に直接従事する職員のことをいう。単なる事務職員や清掃員、法人役員等は含まない。</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ○報償費：講師等に対する謝礼 ○負担金：資格取得等に係る受講料及び受験料 ○旅費：鉄道賃、宿泊費等の実費 ○消耗品費：テキスト代、事務用品等活動に必要な少額の物品 ○印刷製本費：資料、パンフレット等の印刷費 ○使用料及び賃借料：研修会場等の使用料、機器等の借上料
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ○消費税及び地方消費税 ○飲食費（外部講師の飲食費も含む） ○市が経費を負担する事業において、市に支払った経費
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て） <p>※1 法人あたりの上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所の数が5以上の法人 上限10万円 ・上記以外の法人 上限5万円
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の着手前に所定の申請書類を市へ提出してください。 ○研修の実施においては、十分に感染対策を講じてください（感染対策のための経費も補助対象となります）。 ○実績報告書は、事業完了後1か月以内又は3月31日（休日の場合は、前開庁日）のいずれか早い時期に提出してください。
問い合わせ先	十日町市 福祉課 介護保険係 電話：025-757-3757 E-mail : t-fukushi@city.tokamachi.lg.jp

介護人材確保・育成支援事業補助金に関するQ & A

問1 非常勤の介護職員として就労している場合は、補助対象となりますか。

(答) 常勤・非常勤を問わず、補助対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、派遣などで市内事業所に直接雇用されていない場合は対象となりません。

問2 従業者が外国籍の場合や十日町市民でない場合は、補助の対象となりますか。

(答) 対象となります。ただし、十日町市内の介護事業所に勤務している必要があります。

問3 「法人が自ら実施する研修」のうち、対象とならない研修は具体的にどのような研修ですか。

(答) 一般的な社会人スキルを磨く研修（ビジネスマナー、コンプライアンス等に関する研修）や同一法人内職員等を講師として行う研修は対象となりません。

問4 オンライン研修やオンデマンド型研修は対象になりますか。

(答) 双方向型の研修であれば補助対象となります。双方向型とは主催者と出席者間で質問と回答ができるなどコミュニケーションが取れ、主催者が出席者を把握できることを指します。

問5 受講料の一部を受講者が負担した場合、補助対象となりますか。

(答) 対象となります。ただし、受講者が負担した額は補助対象外です。一部負担の事実がわかる資料（「受講者負担額○○円」と記載のある書類等）を添付してください。

問8 研修に係る旅費は補助対象となりますか。

(答) 補助対象です。十日町市の旅費の運用基準に準じることとしますので、事前にご相談ください。また旅費を申請する場合は、領収書の写しのほか、交通経路を示す書類等を添付してください。

問7 研修の実施期間が2か年にまたがる場合、補助対象となりますか。

(答) 対象とはなりません。対象となる事業は、当年度中に着手し、その年度中に完了した事業のみとなります。

問6 受講料等が税込み金額である場合、必ず税抜きにする必要がありますか。

(答) 税抜きにする必要があります。課税対象の経費は消費税分を算出のうえ、当該消費税額を控除した金額を補助対象金額として申請してください。